

第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する「第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画」（計画期間：令和9年度から令和11年度まで）について、適正かつ円滑に策定できるよう支援することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

2. 予算（見積限度額）

12,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳

【令和7年度業務分】6,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【令和8年度業務分】5,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 契約までのスケジュール

内 容	日 程
(1) 募集要項等の公表	令和7年6月 6日（金）
(2) 参加意向申出書の提出期限・質問受付期限	令和7年6月 6日（金）から 令和7年6月20日（金）午後5時まで
(3) 参加資格審査結果の通知及び質問回答	令和7年6月24日（火）
(4) 企画提案書の提出期限	令和7年6月25日（水）から 令和7年7月11日（金）午後5時まで
(5) プレゼンテーション、審査	令和7年7月23日（水）
(6) 審査結果通知	令和7年7月28日（月）

審査結果の通知後、候補者と打ち合わせを行い、契約を締結する。

※応募数が多い場合は上記の審査日（令和7年7月23日）以外に別途、予備日を設定し、振り分けて審査を実施する。そうでない場合には令和7年7月23日のみ審査を行う。

予備日を使用する等の審査日程の変更は対象者にのみ通知する。

※説明会は開催しない。

4. 参加資格要件

次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとする。

- ①本市、または本市と同等規模（概ね人口30万人）以上の基礎自治体において介護保険事業計画及び老人福祉計画関係の調査業務並びに計画策定業務を受託した実績（過去3年以内）があること。
- ②計画策定・コンサルティング業務（以下「該当業務」という。）における本市の入札参加資格を有

していること。

- ③プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 質疑・回答

- (1) 質問は、6月20日（金）午後5時まで、原則電子メール（任意様式、Word形式）により受け付ける。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールにより全ての質疑を全応募者に対して通知する。ただし、参加資格審査結果の通知において、資格を有することを認められないとされた応募者からの質疑については回答しないものとする。

6. 参加申込・資格審査

様式1「参加意向申出書」及び上記参加資格要件①を証明する書類（契約書の写し等）を持参又は郵送により提出する。参加資格審査結果は、各応募者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

7. 企画提案書の提出

企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照の上、一括して持参又は郵送により、8部（正副の区別なし）提出するものとし、分割提出は認めない。

※1者につき1提案とする。

※受付後の追加及び修正は原則認めない。

8. 書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参または郵便。

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所3階 健康福祉部介護保険課 へ。

郵便の場合は簡易書留とし、いずれも提出期限当日の午後5時必着とする。

9. 審査方法

別紙「審査要領」参照

10. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に参加者名及び受託候補者名を公表する。なお、各応募者へは様式3「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより審査結果を通知する。

11. 提出書類の取り扱い

○提出書類は応募者へ返還しない。

○提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

12. 情報公開及び提供

市ホームページに公募情報及び審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。

1 3. 契約

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該受託候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価した応募者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、次点者としての権利は、令和7年8月29日（金）をもって消滅することとする。

1 4. 問い合わせ

四日市市 健康福祉部 介護保険課

TEL:059-354-8425/FAX:059-354-8280

E-mail:kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

1 5. その他

○プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。

○応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取り扱いはない。

○次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

- ・ 提案内容に虚偽がある場合

- ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

○提案参加者は、受託候補者選定後、企画提案募集に係るこの要項等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(様式1)

令和 年 月 日

四日市市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(署名又は記名・押印)

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

添付書類

- ☐ 本市、または本市と同等規模（概ね人口30万人）以上の基礎自治体における介護保険事業計画及び老人福祉計画関係の調査業務並びに計画策定業務を受託した際の契約書の写し

(様式2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

四日市市長

参加資格審査結果通知書

次の件について、参加資格審査結果を通知します。

件名：第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により資格を有するとは認められないため、本プロポーザルには参加できません。

理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和7年 月 日までに介護保険課へその旨を記載した書面を提出してください。

四日市市役所 健康福祉部 介護保険課
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
TEL:059-354-8425/FAX:059-354-8280
E-mail:kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

(様式3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

四日市市長

プロポーザル審査結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託

結果①：契約の相手方となる候補者に決定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により決定しませんでした。

理由：××のため

四日市市役所 健康福祉部 介護保険課
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
TEL:059-354-8425/FAX:059-354-8280
E-mail:kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp